

東京ボランティア・市民活動センター

助成概要

当事者ボランティア・市民活動推進事業助成

障害、病気などの体験や困難を抱えている人(以下、当事者)が、体験を共有し助け合うための活動や他者や社会のために行うボランティア・市民活動に参加する際に、中間支援組織等が行う相談や支援活動および啓発活動を円滑にすすめるために必要な、専門家等からの情報提供や助言を得るための費用について助成する。

対象団体

- (1) 東京都内区市町村ボランティア・市民活動センター
- (2) 当事者によるボランティア・市民活動団体
- (3) 当事者によるボランティア・市民活動を推進する NPO 等の中間支援組織
- (4) 上記(1)～(3)は複数地区・団体による申込みも対象とする。

対象内容

- (1) 対象団体による当事者への相談、活動先の紹介、同行支援活動に必要な情報提供および助言を得ることに必要な謝金、交通費
- (2) 対象団体による当事者への相談、支援活動に関する事例検討や学習会において教授及び助言を得ることに必要な謝金、交通費
- (3) 対象団体による当事者および市民への当事者ボランティア・市民活動の紹介や情報提供に際して必要な謝金、交通費
- (4) 上記(1)～(3)について当事者のもつ経験や困難に関して知見をもつ学識経験者、支援施設・活動団体又は当事者本人に対し支出する費用を対象とする。
- (5) 緊急に対応することの必要性等を鑑み、対象内容については年度内に限って対応後および支出後の費用も対象とする。

助成金額

助成対象費用の全部または一部について、1 案件 1 回につき 5 万円を上限に助成する。同団体からの複数回の申込みについては、本事業の予算の範囲内で対象とする。

申込方法

[助成申込書様式](#)により、対象団体より直接東京ボランティア・市民活動センターへ申込みをする。東京ボランティア・市民活動センターでは、申込内容および全体の申込状況を確認・検討し、助成の可否について決定し、助成が決定したものについては指定の口座に送金する。

報告

助成が決定した案件について、対象団体は支出後に証明となる領収書の写しをもって報告をおこなう。

助成詳細

助成申込期間

平成 29 年 3 月 15 日(水)

お問い合わせ先

東京ボランティア・市民活動センター

TEL:03-3235-1171 FAX:03-3235-0050